

平成 23 年 1 月号

TAXER NEWS

三上会計事務所発行
オリジナル事務所通信

《 所長便り 》

謹んで新年のお祝辞を申し上げます

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年も相変わらず、よろしく
お願いいたします。さて、新春号は、毎年恒例三上会計事務所の決算公開号となっています。顧問先のみ公開となります
ので、ご了承ください。

《 行楽日記 》 (文責：大脇)

うん十年ぶりに、友達家族と日本モンキーセンターに行ってきました。
まずは、動物園へ直行。昔と違って、自然に近い状態のおサルさん達を観察できる施設ができて
いたりして、大人も楽しめる雰囲気になっていました。子供達は、
ヒヒと日本猿のエサやりに興奮。エサのお代わりを勝手に取りに行っ
てしまう状況に大弱り。遊園地は、5歳のお兄ちゃんが乗り物を怖がってしまい、
なかなか乗ってくれず、一方3歳の妹は、年齢規制をものともせず、
どの乗り物に対しても、まっしぐらに走っ
て乗ろうとするしまつ。とにかく、大人同乗をせず、
かつ入場料のもとをとりたいたいという大人の事情により、必死にお兄ちゃんをなだ
めても乗ろうとしなかったのです、写真のサーキット 2000 の係りの若いお姉さ
んに説得されて無事乗ることができました。結局気に入ってくれて、10回ぐら
い乗ってくれて、もとがとれたのでした。

《 今月の税務 》

- ・ 前年 11 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)
・ 法人住民税> 申告期限…1月31日
- ・ 源泉徴収票の交付 期限…1月31日
- ・ 支払調書の提出 期限…1月31日
- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告 期限…1月31日
- ・ 給与支払報告書の提出 期限…1月31日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分) 納付期限…1月31日

三上会計事務所

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 経営情報 》

【1月から給与計算に注意！】 — 扶養親族等の人数計算が変わります —

子供手当支給と高校授業料無償化にともない、平成23年から扶養控除の見直しがありました。

1. 扶養控除の見直し内容

- ① 16歳未満（平成8年1月2日以後生まれ）である『年少扶養親族』の扶養控除38万円が廃止。扶養控除の対象は、16歳以上（平成8年1月1日以前生まれ）の扶養親族のみになりました。
- ② 16歳以上19歳未満の『特定扶養親族』の上乗せ部分25万円が廃止。25万円上乗せがある『特定扶養親族』の範囲が19歳以上23歳未満（昭和64年1月2日から平成5年1月1日生まれ）に変更になりました。

※年齢は、12月31日現在の年齢で判定します。そのため早生まれの方は扶養控除対象と特定扶養の適用が1年遅れとなりますので注意をしてください。（残念ながら、早生まれ以外の同級生と比べて大学卒業まで損する結果になります。）

2. 給与計算変更内容

1月1日以後に支給する給与が、変更の対象となります。

（給与締め日が12月中に到来し、1月1日以後に支給する給与も対象となります。）

『年少扶養親族』である平成8年1月2日以後に生まれたお子さんは、扶養親族等の数に含めないでください。

ただし、税額自体に変更は、ありません。

※早生まれのお子さんには中止

3. 具体的な対処方法

① 給与計算ソフト等利用の場合

マニュアルに従って処理してください。

例) 弥生給与ソフト・・・「ファイル」→「法令基準」を更新してください。

② 手計算の場合（源泉徴収税額表を利用の場合）

平成8年1月2日以後に生まれたお子さんを扶養親族等の数に含めずに、源泉徴収税額を算出してください。

4. 住民税への影響

扶養控除の廃止による住民税の影響は、平成23年は現行のままで、平成24年度分から変更となります。

平成24年度分からは、年少扶養控除33万円と特定扶養控除の上乗せ12万円が廃止され、住民税が増えることとなります。

三上会計事務所

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info